

視察研修・研修会等報告書

議席番号 (4) 議員名 (中里 理香)

1 年月日 令和3年7月30日 (日数 泊 日)

2 場 所 自宅

3 視察、研修事項 1. 理想の地方議員になるために必要なこと
2. 質問づくりのための疑問の全てに答えます

4 面接者 なし

5 視察研修、研修会の成果

1. 理想の地方議員になるために必要なこと

議会と執行部との関係を理解する

①そもそも地方議員の権限とは

- I 発言権 議長の許可を得て発言ができる
- II 表決権 区域内では選出された者だけが可能
- III 動議提出権 すべての議事進行項目に優先

②議会の権限をもう一度見直そう

I 憲法による裏付け

憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

II 地方自治法による裏付け

地方自治法第89条

普通公共団体に議会を置く。

地方自治法第90、91条

都道府県(市町村)の議会の議員定数は、条例で定める。

条例制定・改廃権(地方自治法第14条)

予算制定権(地方自治法第211、218条)

III 二元代表制の実際

増額修正権(地方自治法第97条)

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

× 予算案前提との関係

× 当初予算案にない新事業追加

議長の5大権限

I 議会代表

II 議会事務局統括

III 議事進行

IV 可否同数投票

V 臨時議会招集

